

**建築物のエネルギー消費性能の確保のための計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しない場合の指示・命令又は協議の対象とする判断基準について**

平成 30 年春期部会

**建築物省エネ法による届出又は通知について、下記基準に適合せず、省エネ性能の確保のため必要があると認めるときは指示、命令又は協議の対象とする。**

- イ 建築物省エネ法第 19 条第 1 項による届出又は法第 20 条第 2 項による通知について、下記基準に適合せず、省エネ性能の確保のため必要があると認めるときは指示（法第 19 条第 2 項）・命令（法第 19 条第 3 項）又は協議（法第 20 条第 3 項）の対象とする。
- ロ 法第 15 条 3 項による写しの送付を受けた場合について、当該計画（住宅部分に係る部分に限る。）が下記基準に適合せず、省エネ性能の確保のため必要があると認めるときは指示（法第 16 条第 1 項）・命令（法第 16 条第 2 項）又は協議（法第 16 条第 3 項）の対象とする。
- ハ 法第 12 条第 1 項若しくは第 2 項による提出又は法第 13 条第 2 項若しくは第 3 項による通知について、当該計画（住宅部分に係る部分に限る。）が下記基準に適合せず、省エネ性能の確保のため必要があると認めるときは指示（法第 16 条第 1 項）・命令（法第 16 条第 2 項）又は協議（法第 16 条第 3 項）の対象とする。

用途	基準に適合せず、省エネ性能の確保のため必要があると認めるときの基準												
非住宅	<p><b>【一次エネルギー消費量基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計値が基準値に比して 1 割を超える場合</li> </ul>												
住宅	<p><b>【外皮基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅性能表示制度における断熱等性能等級 3 を満たさない場合</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>5 地域</th> <th>6 地域</th> <th>7 地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>U_A</math></td> <td>1.54</td> <td>1.54</td> <td>1.81</td> </tr> <tr> <td><math>\eta_{AC}</math></td> <td>4.0</td> <td>3.8</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>又は</p> <p><b>【一次エネルギー消費量基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計値が基準値に比して 1 割を超える場合</li> </ul>		5 地域	6 地域	7 地域	$U_A$	1.54	1.54	1.81	$\eta_{AC}$	4.0	3.8	4.0
	5 地域	6 地域	7 地域										
$U_A$	1.54	1.54	1.81										
$\eta_{AC}$	4.0	3.8	4.0										

- ※ 1 共同住宅の外皮については、1 戸でも該当する場合は指示・命令の対象とする。
- ※ 2 増改築については、増改築部分が基準に適合していれば措置対象とはしない。
- ※ 3 一次エネルギー消費量基準には、その他一次エネルギー消費量は含めない。
- ※ 4 共同住宅の一次エネルギーについては、共用部を含めた住宅部分全体で 1 割を超えた場合、指示・命令の対象とする。
- ※ 5 住宅・非住宅複合建築物については、住宅・非住宅いずれかの用途が上記基準に適合しない場合、指示・命令の対象とする。  
 （ただし、複合建築物全体で一次エネルギー消費量を算出する場合の一次エネルギー消費量の判断基準は、複合建築物全体の一次エネルギー消費量の設計値が基準値に比して 1 割を超える場合、指示・命令の対象とする。）